

水道法関係条文
(基盤強化関係)

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、平成30年に水道法が改正された(令和元年10月1日施行)。

【全般的な事項】

○水道法第1条の目的について、これまでは、「水道事業を保護育成すること」によって、清浄・豊富・低廉な水の供給を図ることとされていたが、「水道の基盤を強化すること」によることと改正された。

新	旧
<p>(この法律の目的)</p> <p>第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の<u>基盤を強化すること</u>によつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。</p>	<p>(この法律の目的)</p> <p>第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を<u>計画的に整備し、及び水道事業を保護育成すること</u>によつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。</p>

○また、国、都道府県、市町村、水道事業者等の責務について規定されたほか、厚生労働大臣が「水道の基盤を強化するための基本的な方針」を定めることが規定された。

- 第2条の2 国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。
- 2 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等(水道事業者等との連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。)の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。
- 3 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等との連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。
- 4 水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

第二章 水道の基盤の強化

(基本方針)

第5条の2 厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 水道の基盤の強化に関する基本的事項
- 二 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項
- 三 水道事業及び水道用水供給事業(以下「水道事業等」という。)の健全な経営の確保に関する事項
- 四 水道事業者等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項

五 水道事業者等との連携等の推進に関する事項

六 その他水道の基盤の強化に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【基盤強化に係る個別の施策等】

(1) 広域連携

(水道基盤強化計画)

第5条の3 都道府県は、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道の基盤の強化に関する計画（以下この条において「水道基盤強化計画」という。）を定めることができる。

2 水道基盤強化計画においては、その区域（以下この条において「計画区域」という。）を定めるほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 水道の基盤の強化に関する基本的事項

二 水道基盤強化計画の期間

三 計画区域における水道の現況及び基盤の強化の目標

四 計画区域における水道の基盤の強化のために都道府県及び市町村が講ずべき施策並びに水道事業者等が講ずべき措置に関する事項

五 都道府県及び市町村による水道事業者等との連携等の推進の対象となる区域（市町村の区域を超えた広域的なものに限る。次号及び第七号において「連携等推進対象区域」という。）

六 連携等推進対象区域における水道事業者等との連携等に関する事項

七 連携等推進対象区域において水道事業者等との連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項

3 水道基盤強化計画は、基本方針に基づいて定めるものとする。

4 都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、あらかじめ計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得なければならない。

5 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等を推進しようとする二以上の市町村は、あらかじめその区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得て、共同して、都道府県に対し、厚生労働省令で定めるところにより、水道基盤強化計画を定めることを要請することができる。

6 都道府県は、前項の規定による要請があつた場合において、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道基盤強化計画を定めるものとする。

7 都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、計画区域に次条第1項に規定する協議会の区域の全部又は一部が含まれる場合には、あらかじめ当該協議会の意見を聴かななければならない。

8 都道府県は、水道基盤強化計画を定めたときは、遅滞なく、厚生労働大臣に報告するとともに、計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者へ通知しなければならない。

9 都道府県は、水道基盤強化計画を定めたときは、これを公表するよう努めなければならない。

10 第4項から前項までの規定は、水道基盤強化計画の変更について準用する。

(広域的連携等推進協議会)

第5条の4 都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等の推進に関し必要な協議

を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる構成員をもつて構成する。

一 前項の都道府県

二 協議会の区域をその区域に含む市町村

三 協議会の区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者

四 学識経験を有する者その他の都道府県が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(2) 適正な資産管理

①水道施設の維持・修繕

水道法	施行規則
<p>(水道施設の維持及び修繕)</p> <p>第22条の2 水道事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならない。</p> <p>2 前項の基準は、水道施設の修繕を能率的に行うための点検に関する基準を含むものとする。</p>	<p>(水道施設の維持及び修繕)</p> <p>第17条の2 法第22条の2第1項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況その他の水道施設の状況（次号において「水道施設の状況」という。）を勘案して、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視し、及び適切な時期に、水道施設の巡視を行い、並びに清掃その他の当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。</p> <p>二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。</p> <p>三 前号の点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第3項において同じ。）にあつては、おおむね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。</p> <p>四 第二号の点検その他の方法により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>2 水道事業者は、前項第二号の点検（コンクリート構造物に係るものに限る。）を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。</p> <p>一 点検の年月日</p> <p>二 点検を実施した者の氏名</p>

	<p>三 点検の結果</p> <p>3 水道事業者は、第1項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間保存しなければならない。</p>
--	--

②水道施設台帳

水道法	施行規則
<p>(水道施設台帳)</p> <p>第22条の3 水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、これを保管しなければならない。</p> <p>2 前項の台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>	<p>(水道施設台帳)</p> <p>第17条の3 法第22条の3第1項に規定する水道施設の台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。</p> <p>2 調書には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 導水管きよ、送水管及び配水管（次号及び次項において「管路等」という。）にあつては、その区分、設置年度、口径、材質及び継手形式（以下この号において「区分等」という。）並びに区分等ごとの延長</p> <p>二 水道施設（管路等を除く。）にあつては、その名称、設置年度、数量、構造又は形式及び能力</p> <p>3 図面は、一般図及び施設平面図を作成するほか、必要に応じ、その他の図面を作成するものとし、水道施設につき、少なくとも次に掲げるところにより記載するものとする。</p> <p>一 一般図は、次に掲げる事項を記載した地形図とすること。</p> <p>イ 市町村名及びその境界線</p> <p>ロ 給水区域の境界線</p> <p>ハ 主要な水道施設の位置及び名称</p> <p>ニ 主要な管路等の位置</p> <p>ホ 方位、縮尺、凡例及び作成の年月日</p> <p>二 施設平面図は、次に掲げる事項を記載したものとすること。</p> <p>イ 前号（ロを除く。）に掲げる事項</p> <p>ロ 管路等の位置、口径及び材質</p> <p>ハ 制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の位置及び種類</p> <p>ニ 管路等以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線</p> <p>ホ 付近の道路、河川、鉄道等の位置</p> <p>三 一般図、施設平面図又はその他の図面のいずれかに</p>

	<p>において、次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり ロ 制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の形式及び口径 ハ 止水栓の位置 ニ 道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長 <p>4 調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、速やかに、これを訂正しなければならない。</p>
--	--

③水道施設の計画的な更新等

水道法	施行規則
<p>(水道施設の計画的な更新等)</p> <p>第 22 条の 4 水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めなければならない。</p> <p>2 水道事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。</p>	<p>(水道事業に係る収支の見通しの作成及び公表)</p> <p>第 17 条の 4 水道事業者は、法第 22 条の 4 第 2 項の収支の見通しを作成するに当たり、30 年以上の期間(次項において「算定期間」という。)を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算するものとする。</p> <p>2 前項の試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で水道施設の新設、増設又は改造(当該状況により必要となる水道施設の更新に係るものに限る。)の需要を算出するものとする。</p> <p>3 前項の需要の算出に当たっては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮するものとする。</p> <p>4 水道事業者は、第 1 項の試算に基づき、10 年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>5 水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね 3 年から 5 年ごとに見直すよう努めなければならない。</p>

(3) 官民連携

①第三者委託 (※本規定は平成 13 年水道法改正で措置)

水道法	施行規則
<p>(業務の委託)</p> <p>第 24 条の 3 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全</p>	<p>(業務の委託の届出)</p> <p>第 17 条の 7 法第 24 条の 3 第 2 項の規定による業務の委託の届出に係る厚生労働省令で定める事項は、次のと</p>

部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。

3 第1項の規定により業務の委託を受ける者（以下「水道管理業務受託者」という。）は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置かなければならない。

4 受託水道業務技術管理者は、第1項の規定により委託された業務の範囲内において第19条第2項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

6 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第13条第1項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第2項、第17条、第20条から第22条の3まで、第23条第1項、第25条の9、第36条第2項並びに第39条（第2項及び第3項を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。

7 前項の規定により水道管理業務受託者を水道事業者とみなして第25条の9の規定を適用する場合における第25条の11第1項の規定の適用については、同項第五号中「水道事業者」とあるのは、「水道管理業務受託者」とする。

8 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託

おりとする。

- 一 水道事業者の氏名又は名称
- 二 水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合（二以上の法人が、一の場所において行われる業務を共同連帯して請け負った場合を含む。）にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 三 受託水道業務技術管理者の氏名
- 四 委託した業務の範囲
- 五 契約期間

2 法第24条の3第2項の規定による委託に係る契約が効力を失ったときの届出に係る厚生労働省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、当該契約が効力を失った理由とする。

（水道施設運営権の設定の許可の申請）

第17条の9 法第24条の4第1項に規定する厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）は、次に掲げるものとする。

- 一 申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）の定款又は規約
- 二 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の位置を明らかにする地図

（水道施設運営等事業実施計画書）

第17条の10 法第24条の5第3項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであることを証する書類
- 二 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の維持管理及び計画的な更新に要する費用の予定総額及びその算出根拠並びにその調達方法並びに借入金の償還方法
- 三 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の算出根拠
- 四 水道施設運営等事業の実施による水道の基盤の強化の効果
- 五 契約終了時の措置

された業務の範囲内において、水道技術管理者については第 19 条第 2 項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関する全ての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条第 1 項の規定は、適用しない。

(水道施設運営権の設定の許可基準)

第 17 条の 11 法第 24 条の 6 第 2 項に規定する技術的細目のうち、同条第 1 項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 水道施設運営等事業の対象となる水道施設及び当該水道施設に係る業務の範囲が、技術上の観点から合理的に設定され、かつ、選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者と水道事業者の責任分担が明確にされていること。

二 水道施設運営権の存続期間が水道により供給される水の需要、水道施設の維持管理及び更新に関する長期的な見通しを踏まえたものであり、かつ、経常収支が適切に設定できるよう当該期間が設定されたものであること。

三 水道施設運営等事業の適正を期するために、水道事業者が選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者の業務及び経理の状況を確認する適切な体制が確保され、かつ、当該確認すべき事項及び頻度が具体的に定められていること。

四 災害その他非常の場合における水道事業者及び選定事業者による水道事業を継続するための措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

五 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における水道事業者が行う措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

六 選定事業者の工事費の調達、借入金の償還、給水収益及び水道施設の運営に要する費用等に関する収支の見通しが、水道施設運営等事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

七 水道施設運営等事業に関する契約終了時の措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

八 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。

2 法第 24 条の 6 第 2 項に規定する技術的細目のうち、同条第 1 項第二号に関するものは、選定事業者を水道施設運営権者とみなして次条の規定により第 12 条の 2 各号及び第 12 条の 4 各号の規定を適用することとしたならばこれに掲げる要件に適合することとする。

	<p>3 法第 24 条の 6 第 2 項に規定する技術的細目のうち、同条第 1 項第三号に関するものは、水道施設運営等事業の実施により、当該水道事業における水道施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保が図られることとする。</p>
--	--

②水道施設運営権の設定（コンセッション）

水道法	施行規則
<p>(水道施設運営権の設定の許可)</p> <p>第 24 条の 4 地方公共団体である水道事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「民間資金法」という。）第 19 条第 1 項の規定により水道施設運営等事業（水道施設の全部又は一部の運営等（民間資金法第 2 条第 6 項に規定する運営等をいう。）であつて、当該水道施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として収受する事業をいう。以下同じ。）に係る民間資金法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権（以下「水道施設運営権」という。）を設定しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。この場合において、当該水道事業者は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の許可（水道事業の休止に係るものに限る。）を受けることを要しない。</p> <p>2 水道施設運営等事業は、地方公共団体である水道事業者が、民間資金法第 19 条第 1 項の規定により水道施設運営権を設定した場合に限り、実施することができるものとする。</p> <p>3 水道施設運営権を有する者（以下「水道施設運営権者」という。）が水道施設運営等事業を実施する場合には、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、水道事業経営の認可を受けることを要しない。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第 24 条の 5 前条第 1 項前段の許可の申請をするには、申請書に、水道施設運営等事業実施計画書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(水道施設運営権の設定の許可の申請)</p> <p>第 17 条の 9 法第 24 条の 4 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）の定款又は規約 二 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の位置を明らかにする地図 <p>(水道施設運営等事業実施計画書)</p> <p>第 17 条の 10 法第 24 条の 5 第 3 項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであることを証する書類 二 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の維持管理及び計画的な更新に要する費用の予定総額及びその算出根拠並びにその調達方法並びに借入金の償還方法 三 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の算出根拠 四 水道施設運営等事業の実施による水道の基盤の強化の効果 五 契約終了時の措置 <p>(水道施設運営権の設定の許可基準)</p> <p>第 17 条の 11 法第 24 条の 6 第 2 項に規定する技術的細目のうち、同条第 1 項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 水道施設運営等事業の対象となる水道施設及び当

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
- 二 申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者（以下この条及び次条第1項において単に「選定事業者」という。）の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
- 三 選定事業者の水道事務所の所在地

3 第1項の水道施設運営等事業実施計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の名称及び立地
- 二 水道施設運営等事業の内容
- 三 水道施設運営権の存続期間
- 四 水道施設運営等事業の開始の予定年月日
- 五 水道事業者が、選定事業者が実施することとなる水道施設運営等事業の適正を期するために講ずる措置
- 六 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置
- 七 水道施設運営等事業の継続が困難となつた場合における措置
- 八 選定事業者の経常収支の概算
- 九 選定事業者が自らの収入として収受しようとする水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金
- 十 その他厚生労働省令で定める事項

(許可基準)

第24条の6 第24条の4第1項前段の許可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

- 一 当該水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 二 当該水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、選定事業者を水道施設運営権者とみなして第24条の8第1項の規定により読み替えられた第14条第2項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。以

該水道施設に係る業務の範囲が、技術上の観点から合理的に設定され、かつ、選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者と水道事業者の責任分担が明確にされていること。

二 水道施設運営権の存続期間が水道により供給される水の需要、水道施設の維持管理及び更新に関する長期的な見通しを踏まえたものであり、かつ、経常収支が適切に設定できるよう当該期間が設定されたものであること。

三 水道施設運営等事業の適正を期するために、水道事業者が選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者の業務及び経理の状況を確認する適切な体制が確保され、かつ、当該確認すべき事項及び頻度が具体的に定められていること。

四 災害その他非常の場合における水道事業者及び選定事業者による水道事業を継続するための措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

五 水道施設運営等事業の継続が困難となつた場合における水道事業者が行う措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

六 選定事業者の工事費の調達、借入金の償還、給水収益及び水道施設の運営に要する費用等に関する収支の見通しが、水道施設運営等事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

七 水道施設運営等事業に関する契約終了時の措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

八 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。

2 法第24条の6第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第二号に関するものは、選定事業者を水道施設運営権者とみなして次条の規定により第12条の2各号及び第12条の4各号の規定を適用することとしたならばこれに掲げる要件に適合することとする。

3 法第24条の6第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第三号に関するものは、水道施設運営等事業の実施により、当該水道事業における水道施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保が図られることとする。

下この号において同じ。)の規定を適用するとしたならば同項に掲げる要件に適合すること。

三 当該水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

(水道施設運営等事業技術管理者)

第 24 条の 7 水道施設運営権者は、水道施設運営等事業について技術上の業務を担当させるため、水道施設運営等事業技術管理者一人を置かなければならない。

2 水道施設運営等事業技術管理者は、水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、第 19 条第 2 項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

3 水道施設運営等事業技術管理者は、第 24 条の 3 第 5 項の政令で定める資格を有する者でなければならない。